

【指定訪問看護事業者様向け】

和光市 医療的ケア児在宅レスパイト事業 手続きマニュアル

本事業は、医療的ケア児のご家族のレスパイトを目的とし、保険の「支給限度額を超えた」訪問看護費用を市が補助する制度です。補助金は市から事業者様へ直接支払う「代理受領方式」となります。

■ 補助金額と自己負担の徴収

- **補助基準額**:1 時間あたり 7,200 円(上限:児童 1 人につき年間 18 万円)
※1 か月の合計利用時間で算出(1 時間未満の端数切り捨て)
- **自己負担の徴収**:貴事業所の訪問費用から、補助基準額(7,200 円/時)を差し引いた差額は「自己負担」です。事前にご家族へ説明し、利用時に直接徴収してください。

■ お手続きの流れ

書類は事業所様を経由してやり取りを行います。書類のご提出は、メールまたは窓口へのご持参にてお願いいたします。※郵送でのご提出も可能ですが、恐れ入りますが郵送料は事業所様のご負担となります。

段階・期限	【利用者(ご家族)】		【事業者(貴事業所)】		【和光市】
【事前調整】 利用前	訪問日・費用の相談	⇔	スケジュール・費用調整		
【1】 認定申請	[様式 1]申請書 指示書の写しを提出	→	受け取った書類を 市へ提出(経由)	→	受理・審査
【2】 利用認定	[様式 2]認定通知書 を受け取る	←	市から届いた通知書を 利用者へお渡し(経由)	←	認定通知書を 事業所へ送付
【3】 利用・徴収	サービスを利用 自己負担額を支払う	→	サービスの提供 自己負担額を直接徴収		
【4】 実績報告 ★翌月 10 日			[様式 4]交付申請書 [様式 5]実績報告書 を市へ提出	→	受理・審査 (金額確定)
【5】 交付決定	[様式 6]決定通知書 を受け取る	←	市から届いた通知書を 利用者へお渡し(経由)	←	決定通知書を 事業所へ送付
【6】 請求・入金			[様式 7]交付請求書 を市へ提出	→	受理
			補助金を受領 (市から口座へ入金)	←	指定口座へ 補助金を入金

■ 注意事項

- **変更手続**:利用者の申請内容に変更があった場合は、「[様式 1]認定申請書」をご提出ください。
- **書類保管**:本事業に係る関係書類は、補助金交付完了年度の翌年度から **5 年間保管**してください。

【お問い合わせ・書類提出先】

〒351-0192 埼玉県和光市広沢 1 番 5 号

和光市役所 子どもあんしん部 子ども家庭支援課 児童相談担当

メール:d1000@city.wako.lg.jp 電話:048-424-9124 受付時間:平日 9:00～16:30